

第10回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年4月25日（金）午後3時40分～午後4時20分

2 開催場所 布津多目的集会施設 世紀の泉 多目的ホール

3 出席委員
(農業委員)

2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三	5 番 寺田俊秀
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘
14 番 浅田修弘	15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇
18 番 金子初夫			
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

20 番 入江泰子	21 番 中野裕二	23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一
26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	28 番 本多正敬	29 番 岡田裕弥
30 番 原田久也	32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力
36 番 田中八郎	37 番 田中昭博	39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努
41 番 本田勝彦	43 番 金井圭司	44 番 石橋正浩	46 番 本多信之介
47 番 木下勝徳	48 番 太田保則		

4 欠席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	22 番 末吉秀明	25 番 田中芳邦	31 番 本多晋介
35 番 中山秀樹	38 番 荒木健一	42 番 柴内成世	45 番 兼俣朝樹

5 議事録署名委員 17 番 水田 勇 2 番 馬場正国

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 円口智仁 菅 三郎 末永 透

[日 程]

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第43号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・地籍調査推進委員の選出について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 第10回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番相良委員、19番増田委員、22番末吉委員、25番田中委員、31番本多委員、35番中山委員、38番荒木委員、42番柴内委員、45番兼俵委員から欠席の報告が届いています。欠席のほうは農業委員1名、推進委員8名となっております。また、少し遅れるということで、8番植木委員から連絡があつているところでございます。出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は第10回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。

4月1日の人事異動で事務局の体制も変わりまして、今回が初めての総会となります。今までの事務局の流れを引き継ぎ、頑張っていただけると期待しております。

さて、前回の総会時にも申し上げておりました農業者年金の加入推進につきましては、昨年度の実績は17件で全国第8位、女性の新規加入者数8件で同第6位、新規加入者目標達成率170%で第1位というすばらしい成績を収めております。これも皆様の活動の成果であったと思っております。ありがとうございます。お疲れさまでした。

また、新規事業であります南島原市農作業交流体験事業につきましては、農作業体験交流部会の役員さんたちが協議いたしまして、5月中には募集を開始する予定で進んでおります。スタッフとして参加の皆様も一緒にご協力いただきまして新規事業をスタートさせることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に17番水田委員、2番馬場委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 皆さん、また今年度も説明等をさせていただきます〇〇です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いいたします。今月につきましては売買のみの5件、面積が6,487平米となっております。

それでは、順に朗読したいと思います。

（議案第40号 番号1～5を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作

を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番、2番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「なし」との声)

議長 次に、3番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、4番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、5番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、島原市の〇〇さん、深江町〇〇番〇、地目が畑で現況が宅地です。面積が289平米となっております。転用の目的につきましては〇〇用地です。〇〇業を営んでいるが、平成20年頃に規模拡大のため、〇〇を増棟しました。今後も〇〇用地として利用したいということでございます。

本案件につきましては、平成20年頃に規模拡大を図るため〇〇を増棟し、さらに、平成21年頃にも〇〇を増棟いたしました。その当時、当該農地を農地ではないと思い込んでおり、農地法第4条の転用許可を受けずに〇〇を建築されておりました。今回申請者が不動産等の登記情報を確認したところ、地目が畑となっており、転用許可を受けずに〇〇を建設したということによる違反転用案件として、去る令和7年3月10日付で県へ違反転用連絡票を提出し、3月12日付で簡易手続相当という判断をいただいております。

なお、本案件につきましては、農地区分が農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、備考欄に書いてありますとおり、3月7日付で完了しております。

〇〇用地289平米です。隣接の4筆、合計2,276平米と一体利用となります。現状のまま整地し、石積みで区画しております。コンクリート舗装もしてあり、土砂の流出はありません。〇〇、木造平家建ての建築面積は512.3平米と木造平家建て、建築面積が288平米の2棟を建てております。高さについては最大で6.47mですけれども、隣接地への日照及び通風の影響はありません。雨水につきましては、敷地内に新設されています集水桝を設置し、そちらに

向けて傾斜させております。また、その後、道路側溝へ放流予定となっております。汚水につきましては、〇〇の排せつ物がありますけれども、敷材のもみ殻等に吸着させて、最終的には堆肥の原料として使います。雑排水につきましては発生いたしません。なお、資金につきましては、既に完了しておりますので、こちらも発生いたしません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

7年4月23日午前9時15分ぐらいから、同行者が〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見えてまいりました。場所は、深江の国道251号線を〇〇方面へずっと行って、〇〇川の手前400mぐらいのところ〇〇保育園があります。その交差点を山側へ、それもまた400mぐらい上って広域農道に出ます。そこから〇〇側に100mぐらい行ったところを、上にまた50mぐらい上ったところの〇〇です。

事務局が言われましたように、違反転用というような形ですが、今は息子さんというか、本人さんは親のほうからの畑というか、転用というか、されていないということは知らずに増築されたような感じだったので、登記を確認されたときに初めて分かったような感じの様子ですが、親から聞いていなかったで分らないというような状態で増築されたと思っております。

また、許可申請とかは出されてもう許可済みですので、特にそれは問題はないと思います。

あと、先ほども言われましたけれども、雨水とかは〇〇の屋根からのものなので、集水桝とか、あとは自然流下のような形で、特によそに流れるというようなことはないと思います。あと、さっきありましたけれども、隣に畑等がありますけれども、道路が4m以上離れていて、日照の関係も問題ないと思われます。〇〇尿処理も対処されているようですので、ほかに問題はないと見てまいりました。許可相当というふうに思いますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何の問題もないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、番号2について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号2、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番、地目が畑で現況は宅地です。面積のほうは313平米です。転用の目的は、工場及び駐車場用地です。〇〇業を経営されておりますけれども、規模拡大を図るため、昭和52年に増築されました。今後も工場及び駐車場として利用していきたいということでございます。

本案件につきましては、先ほども言いましたけれども、昭和52年頃に規模拡大を図るため、

〇〇工場を増築されました。その当時、当該農地を農地ではないと思い込んでおり、農地法第4条の転用許可を受けずに〇〇工場と駐車場を整備されました。今回申請者が不動産等の登記情報を確認したところ、地目が畑となっております。転用許可を受けずに〇〇工場を建設していたことによる違反転用案件として、去る令和7年4月10日付で県へ違反転用連絡票を提出し、4月11日付で簡易手続相当の判断をいただいております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に市役所、〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われます。

〇〇工場及び駐車場用地313平米、隣接の2筆、合計の463.91平米と一体利用となります。合計が776.91平米となっております。駐車場につきましては5台分を確保いたします。こちらは従業員用ということであります。現状のまま整地し、土留め工事がなされており、また、コンクリート舗装もしてあり、土砂の流出はありません。建物の高さは最大5.18mですけれども、隣接地への日照及び通風には影響ありません。雨水につきましては、〇〇工場部分は雨どいを経由し、東側の水路へ放流されています。また、駐車場につきましては、同じ東側の水路に向けて傾斜がされており、そちらの水路に入ることになっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。また、資金につきましては、見ていただいたとおり、既に工事のほうは完了しておりますので発生いたしません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

4月23日午前10時40分より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局と見てまいりました。事務局から説明があったとおり、簡易手続相当ということで申請があつておりましたので、現地を確認してまいりました。昭和52年に増築したということです。それを知らなかったということで、本人のことでありまして、図面が下に載っておりますが、その半分の左側が違反転用で、半分から右側の西の部分は現状の建物となって、一体という図面になっております。何も問題ないかと見てまいりましたけれども、皆さんの判断のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員がおっしゃられたとおり、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今回の分と直接は関係ないと思うんですが、今回の申請分、〇〇番〇と合わせての一体利用となっておりますが、この〇〇-〇というのは、先月の総会で、非農地で承認されてあるものだと思います。ただし、この申請人と先月の非農地は名義人が違う。要するに、〇〇にお住まいの〇〇さんというのが〇〇-〇にまたがった建物になっておるみたいですがけれども、ちょっと先月の非農地の分と申請人が違いますけれども、その辺は何か理由があるんでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） すみません、説明いたします。

〇〇-〇につきましては、先月、非農地の証明書交付ということで議題に上げさせていただきました。こちらにつきましては、実はこの〇〇さんのこの〇〇の工場が、実は隣の申請者の方の

土地のほうに建ててあったと、一部がはみ出て造ってあったということですので、非農地としてはまだ名義が変わっていないということです。ですので、その土地の地主さんの名義で上げたという形になっています。ですので、先月は非農地のほうで、元の地主さんのほうの申請で上げていますということになります。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 私は無学でちょっと疑問に思うんですけれども、昭和52年、このときに増築したということなんですけれども、このとき建築許可とかなんとかは、これは取らなかったか、なかったかをちょっと教えてほしい。

事務局（〇〇） 建築許可につきましては、ちょっとそこまでは確認はしておりませんが、実際ここ、昭和52年の、字が小さいんですけれども、12月ということで、登記区分は建物登記がなされております。実際こちらにつきましては、建築の関係の許可を取っているかどうかというところまで、ちょっとすみません、確認しておりません。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

誠に申し訳ありませんけれども、本日配付しておりますものになりますけれども、3枚つづりのこういったものをご覧ください。5ページです。ちなみに6、7ページについては差し替えとさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページになります。差し替え分です。

番号1、埼玉県の〇〇さんから深江町の合同会社〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目、畑、地積が445平米、転用の目的は露天貸し駐車場となっております。申請地を譲り受けて、〇〇医院の職員用貸し駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間については永久となっております。

なお、隣接の〇〇番〇、〇〇番〇、こちらはどちらも宅地になります。合計314.45平米を一体利用ということになっております。合わせまして759.45平米となります。

本案件の農地区分につきましては、おおむね500m以内に市役所、〇〇庁舎がありますので、第2種農地と思われます。

露天駐車場用地20台分を確保いたします。代表社員が勤務する〇〇医院の職員専用駐車場として利用いたします。現状のまま整地し、碎石舗装して、周囲には縁石を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、基本自然流下ですけれども、大雨時の対応といたしまして、申請地内に側溝を設置し、既存の集水桝から既存の埋設してある直径100ミリの管を経由し、道

路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。なお、資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

4月23日午前9時40分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、言われましたように、〇〇庁舎手前の〇〇ストアの真下になります。事務局も言われましたように、碎石ですので、雨水とかは一応自然流下となっております。あと、大雨用について、一番下の土地の中央にグレーチングを施して、そこに全体が集積するようにしておられます。また、そこから東側へ埋設された排水パイプを経て道路側溝へと流すような感じになっております。〇〇委員が、そのパイプで大雨のときに大丈夫なのかということで質問されて、業者側に尋ねられたら、問題はないだろうということで許可をもらっております。周りは、言われましたけれども、砂利とかが流れないように、周りのほうには石留めしてありまして、近くの、隣接の住民の方には許可はいただいているということです。

許可相当として見てまいったので、皆さんの審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何の問題もないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明いたします。

6ページ、7ページになるんですけれども、こちら先ほどと同様で、差し替えでお願いします。差し替えのほうの2枚目、3枚目になります。

修正の内容につきましては、番号10のところが、こちらの設定期間が10年と当初してございましたけれども、こちらが、設定期間が5年ということで、番号を繰り上げて、10番を5番に繰り上げております。その関係で、5番、6番、7番、8番、9番につきましては番号を1つつ繰り下げたということで修正しております。

あと、次の7ページにつきましては、20番の出し手の住所の表記を変えておりますので、こちらのほうを修正しております。

今月の案件につきましては、新規が、賃借権が4件、7,433平米、使用貸借権が15件、2万9,997.39平米、再設定の賃借権が2件、8,384平米、再設定の使用貸借権が1件の2,170平米の合計22件、4万7,984.39平米となっております。

なお、個別の案件につきましては朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること。

農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合につきましては、3点あります。

ア「農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき」。イ「不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき」。ウ「農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合」、こちらにつきましては、目標地図の達成に支障を生じない場合に限ります。

また、地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることにつきましては、次の4つの条件があります。

4つの条件のうちの一つになります。ア「農業経営の規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること」、イ「既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること」、ウ「新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること」、エ「地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること」のいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

8ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

9ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

次に、**令和7年度地籍調査推進委員の選出**についてを協議します。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 資料の10ページをご覧ください。

市長より7年4月15日付で会長宛てに、7年度の地籍調査推進委員の選出のお願いということで文書が届いております。

地区が加津佐地区の野田第6・津波見第1を、今回地籍調査をするに当たって、委員を1名選出していただきたいということでございます。

今回、加津佐の地区でするので、加津佐の委員さんの中でどなたか推薦のほうをお願いしたいと思います。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇でございます。

〇〇の地区、野田地区、〇〇の出身地区でございますので、私が受けたいと思います。津波見

第1地区も同じですので、受けたと思います。

議長 よろしく願いいたします。報告いただいた〇〇委員さんを選出ということで市へ報告することといたします。

次に、**非農地証明書交付願**についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

11ページをお願いいたします。

番号1、長崎市の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目が畑、ちょっと資料のほうですけども、現況を「宅地」と書いておりますけれども、これは「山林」の間違いですので修正をお願いいたします。面積のほうは209平米となっております。転用の目的は山林です。父の死後、相続いたしました。が、遠方におり、耕作管理せず放置していたため、平成15年5月頃には山林化しているということでございます。

なお、非農地になることにつきましては、近接している農地の所有者からは承諾を得ているということを申し添えておきます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

4月23日午前11時頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局と見てまいりました。場所は有家から雲仙へ上る地点でありまして、〇〇の婦人の家というところがあります。その雲仙岳へ50mぐらい行ったところに、西に曲がる道がありまして、そこを約100mぐらい行って、さらに400mぐらい北上したところでありまして。見てご覧のとおり、もう山林化、竹やぶのようになっておりまして、本人も長崎に住まいがありまして、なかなかこちらのほうに来て耕作するのは難しいということで、平成12年頃より荒れているということでありまして、南側のミカンを作っている耕作者には同意を得ているということでありますので、何ら問題はないかと見てまいりましたがけれども、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員がおっしゃられたとおり、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。